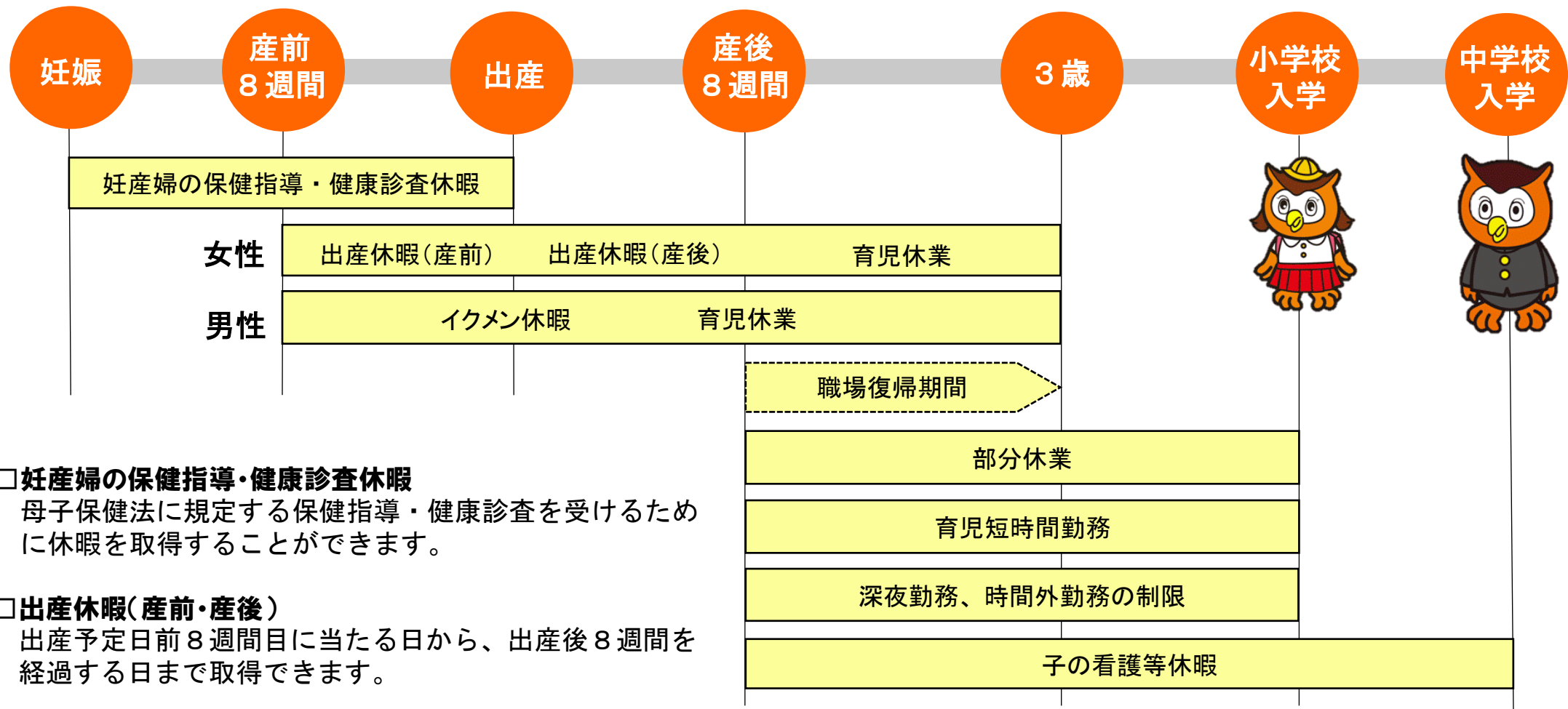




- ☐ **妊産婦の保健指導・健康診査休暇**
母子保健法に規定する保健指導・健康診査を受けるために休暇を取得することができます。
- ☐ **出産休暇(産前・産後)**
出産予定日前8週間目に当たる日から、出産後8週間を経過する日まで取得できます。
- ☐ **育児休業**
男女職員ともに、子どもが3歳に達する日まで休業することができます。
- ☐ **イクメン休暇**
男性職員が、配偶者の出産のサポートや育児のために7日間取得できます。

- ☐ **部分休業**
子どもが小学校に就学するまで、勤務時間の始め、または終わりに1日2時間までの休業を取得できます
- ☐ **育児短時間勤務**
子どもが小学校に就学するまで、勤務時間を短縮することができます。